

伊市環環第 806 号
令和 3 年 11 月 24 日
(2021 年)

伊丹市環境審議会

会長 笠原 三紀夫 様

伊丹市長 藤原 保幸



伊丹市環境基本計画（第 3 次）の改定について（諮問）

伊丹市環境基本条例第 18 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、伊丹市環境基本計画（第 3 次）の改定について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

本市では、「伊丹市環境基本条例」第 8 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2028 年度までの 8 年間を計画期間とする「伊丹市環境基本計画（第 3 次）」を 2021 年 3 月に策定し、「自然と都市機能が調和した快適でうるおいのあるまち」の実現を目指して、各種施策を展開しているところです。

一方で、世界では、2021 年 8 月の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による地球温暖化の科学的根拠をまとめた報告書の公表や、2021 年 10 月末から英国で開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）での気候変動対策に関する合意等、地球温暖化対策について大きな転換点を迎えており、世界各国では、温室効果ガス削減目標の引き上げ等、取組の強化を進めています。我が国においては、2021 年 4 月に米国で開催された気候変動サミットにおいて、菅首相（当時）が 2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比で 46%削減とし、2050 年にはカーボンニュートラルを達成することを表明しました。これを踏まえ、我が国の新たな地球温暖化対策計画での目標は、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていくとしています。また、「改正地球温暖化対策推進法」では、2050 年カーボンニュートラルの実現を基本理念として位置づけられています。

このような本市を取り巻く状況の大きな変化の中で、「伊丹市環境基本計画（第 3 次）」を改定するにあたり、気候変動対策に関する国の計画や社会情勢を反映した目標の設定と施策の推進を図るため、貴審議会の意見を求めます。